

中世の頼母子について

三 浦 圭 一

【要約】 従来、頼母子は中世近世を通じて庶民の間で慣行されてきた相互扶助的なものと解されている。なるほど幾多の史料をごく単純に解釈し、また頼母子の語源に関する諸説を聴くと相互扶助的な性格のものと思わしめるに十分である。しかし中世の頼母子関係史料を社会的経済的な構造のあり方と関連づけながら精査した結果、えられる事實は、在地領主層や商業高利貸商人に利潤追究の手段を提供し、本質的には収奪組織であつたことは明らかである。また中世を通じて領主制のあり方の構造的な移行過程にあつて、やはり基本的な課題は、商品流通から疎外された自給自足経済を基盤にした封建的小農民の確保にあつた以上、過重な収奪によつて疲弊してゆく農村の中で農民の相互救済的な経済組織として結ばれる頼母子は、領主層にとつてはむしろ積極的に保護すべきものであつた。しかしながら寺社における頼母子講が庄園収入の漸減に伴なう庄園領主としての凋落を補わんとするものであつたことによつても明らかのように、頼母子は農民による経済活動の展開を積極的に推し進め反封建体制的な場を直ちに与えるものではなかつた。頼母子の組織の中に封建的な構造をもつ限り、領主による収奪の一形態ともなりえたのである。しかも中世における日本の領主経済構造が、領主直営地の圧倒的な確保と封建的小農民の徭役労働による経営形態を展開しえないところに基本的特徴があるとすれば、農民的商品流通と絶えず鏡いあわなければならず、そこに頼母子組織が、十三世紀中期に発生して以来、常に営利的収奪的な性格と相互扶助的性格とを構造的に分ち難く併存させている理由となるであろう。中世におけるこの頼母子の複雑な構造は、村落内部における手工業的分業集団が絶えず農業経営と未分離であるという特徴を、また商品流通の面で反映しているといえるであろう。

はじめに

頼母子は頼子・憑支・資支等と別記し、合力銭・助成銭等と別称されている。また頼母子は奈良南部の帯解におい

て結ばれその頼母子が帯解頼母子と呼ばれた如く地名を冠するもの、頼母子親の名を附した奈良の古市頼母子の如きもの、^④寺院の道具整備を目的にした具足頼母子のごとく頼母子結成の経済目的を称するもの、及び千貫頼母子・十石頼母子・五石頼母子等頼母子総額の大きいさから来たもの等、^⑤個有の名称を附するものも多い。頼母子とは「下学集」節用集」が述べる如く、「日本俗出少銭取多銭謂之悪子也」「日本俗出少銭取多銭也、又云合力」と少銭を集めて大きな額とすることをいうのは周知のことである。

頼母子の初見史料は、現在のところ建治元年（一二七五）十二月の高野山領紀伊国猿川・真国・神野三庄の庄官請文とされているが、^⑥今日もなお中小商人層や農民の間では行われている経済行為である。ここに我が国中世における頼母子を考察するに当り、先学の諸説を整理し問題の所在を明らかにしておこう。

歴史学研究の課題として頼母子研究がはじまつたのは、三浦周行博士による上述初見史料の解説の発表をみた明治三十三年からであり、以後大正年間に至るまでの研究期をその第一期と考えることが出来る。三浦博士の紹介ののち、

明治三十六年十月・十二月の二回にわたつて、保田次郎氏は頼母子講を起源から説き起し、その最盛期を江戸の明和頃とみ、講の結成目的及び利用面での得失を、近代以後の産業組合・信用組合・貸付銀行との対比において追究された。^⑦同年十二月、中田薫氏は保田氏の所論に対し、頼母子が無尽と同一の内容をもつものであることについては異議はないが、史料をあげてその盛期を南北朝末期から室町初期の至徳・応永頃に求められるとされた。^⑧明治四十三年から大正四年にかけて『経済学大辞典』が編纂されたが、大正三年七月に発行された第六巻に柴謙太郎氏が頼母子講を執筆された。^(I)意義においては、頼母子の語源がタノムノアツ（頼むの料足）であろうとされて相互の金銭融通を主とする一種の信用組合とされている。^(II)起原では南北朝時代まで溯るがそれ以前は不明であるとして、三浦博士紹介のものは参考にされていない。^(III)沿革では、頼母子の運営方法、頼母子を江戸では無尽ということ、富籤に近い懸捨無尽などについてふれられた。大正七年十月、三浦博士は註^⑨に掲げた論文を発表されて、建治元年の前述せる初見史料を再び紹介され、中田・柴両氏が頼母子と無尽が同一な

ものであるとしたことに反対して、ともに無尽銭土倉の影響を受けたが、本来民間における一般的慣習であつて、救済的なもので、無尽とは別なものであるとされた。また語源についても、タノム↓タノモ↓タノモナシ(語尾)であつて、柴氏説のごとく頼むの料足ではないとされる。以上は第一期における主要な頼母子研究の概要であるが、問題点は次の三点である。

(一)「タノモシ」の語源に関する考察。

(二)頼母子の最盛期と初見年代に関する考察。

(三)頼母子と無尽との異同を論じて、中田博士は両者同一とし、柴氏は頼母子は無尽銭に源を發したものと、池田氏は無尽は頼母子に無尽銭土倉を加味したものであるとし、三浦博士はすでに触れた如く本来別であるが、無尽土倉の影響を受けた頼母子が發生し、無尽とも頼母子とも称せられたとするのである。

昭和期に入ると頼母子研究は新しい段階に入り第二期を迎える。すなわち昭和六年二月小葉田淳教授は、奈良・平安時代において仏会の一形式として、講説と祈願を目的とし純粹に宗教活動に終始していた講が、鎌倉時代から室町

時代にいたつて、相互救済的なさらには営利的な経済的目的をもつ金融機関に変化してゆくことを追究され、その原因を武家政権の形成による庄園制の衰退に伴なつて、寺院財政の窮乏化が顕著となることに對する寺院側の対応に求められた。^⑥昭和十一年、細川龜市氏は、論致「中世に於ける頼母子に就いて」の後半においては語源についてふれられたが、その前半において頼母子講の規式にふれ、頼母子衆中の規制を問題にされた。^⑦昭和二十六年十二月、『世界歴史事典』(第六卷)の「講」の中の「共済組織としての講」を執筆された原田伴彦氏は、頼母子が室町時代に入つて庶民の救済機関であるよりも、高利貸などが牛耳るようになつたと云われ、営利的な性格を持つものがあることを示唆された。昭和三十一年九月に新城常三氏は、中世において主として畿内地方で伊勢参拝を目的とした伊勢頼母子講を考察され、その初期の形態においては地侍層と農民層との結合がみられ、講衆農民から地侍が講錢を収奪する性格が強く、それは村落内部の共同社会的結合以前の存在と云わねばならないが、農民自立のある発展段階||中小名主の広汎な成長||に至つて相互平等な講が結ばれるとされる。^⑧昭

和三十三年四月、百瀬今朝雄氏は徳政禁制に関する論文を發表され、その中で頼母子類似の合錢について詳細な史料をあげて考察をされているが、頼母子と徳政との關係についての示唆を与えるものである。昭和三十三年六月、私も奈良における極めて営利的な頼母子について拙ない論文を發表したことがある。

以上が第二期における頼母子研究の概要であるが、その要点を略記すると次の如くである。

(一)第一期において中心的な課題であつた語源・初見及び最盛期・頼母子と無尽との異同について等の考察は、全く見られなくなつたことである。

(二)寺院における講の性格的变化を全社会体制の移行過程に位置づけること、村落内での講の性格的变化を村落の構造的変化と関連づけて追究する方向がみられること。

(三)頼母子は本来相互救済的なものであるが、それが営利的機関へと変貌することに注目しはじめたこと。等とすることができよう。

上述した如き従来の頼母子研究の成果に立つて、当面今後の頼母子研究の課題はどこにあるであろうか。

その一つは、頼母子が地侍層の収奪組織の一つであつたのが農民が平等に参加する共済扶助機関に変化すると説く新城常三氏（私の前掲論文もこの説をとる）と、相互救済的なものから出發したものが営利機関に転嫁し頼母子としての性格を失なつてくると説く小葉田淳教授・原田伴彦氏の二つの主張に關してである。すなわち頼母子の果した歴史的作用について、前者は頼母子は庶民の商品經濟を擁護し進展させ、ここに救済的頼母子講が生れるものと理解し、後者は在地の商品經濟を領主的經濟の中に吸収する組織となり、この面で頼母子の性格はくずれてくると理解するのであつて、基本的に対立するものである。頼母子が共済機関として發展してゆくか、あるいは営利機関として衰退してゆくかということに關する考察は、すくなくとも十三世紀後半に村落内部において頼母子という經濟行為そのもの、發生を追究する場合にはまず捨象されうであろう。十三世紀に初見される頼母子史料は、懸足が米・錢のいずれであるか、或いはまたその内容が救済的か営利的であるかを問わず、ただ少額の財を集積して一定の多額の量として運用する經濟行為が一般的な社会發展の中でどの様に位置づ

けられるかということを追求めなければならぬ。そしてその後、頼母子の相互救済的組織であるか営利的収奪組織であるかという属性が分析されねばならない。

問題の第二に、中世一般を特徴づけている結座性を表現する講、しかもそれが経済的目的のために結ばれている頼母子講についての重要な分析視角は、その構成員の歴史的な存在形態の追究にある。すなわち、弱少農民の貢納未進をあらかじめ防止する救済扶助策に出でたとしても、あくまでも貢納に目的がある限り、全構造的には収奪機関であるし、はじめから営利の目的で結んだとしても、弱少な商人が平等に参加し、あるいは徳政をまぬかれんとする名目を附したものであれば、それは結局、内容的には共済扶助的なものとする事ができる。したがって頼母子を救済的・営利的と類型化すること自体が非歴史的事であり、その混乱を招いているとすれば、頼母子講の構成員の歴史的な存在形態を分析した上で、頼母子の鎌倉末から室町期に至る時期の特殊な性格と歴史的意義を求めねばならないであらう。

① 「経覚私要鈔」文明元年七月十八日条、同年八月十八日条、

② 拙稿「室町期における特権商人の動向——楠葉新衛門元次をめぐる——」三九六—四〇〇頁参照（日本史研究会史料研究部会編『中世社会の基本構造』所収）

③ 「大乘院寺社雜事記」文明十三年十二月五日条
拙稿、前掲論文

④ 「勝尾寺文書四」応永八年十一月廿日、山伏衆頼母子注文（『大日本史料』第七編—第五卷所収、三一〇—一頁）

⑤ 三浦周行博士「頼母子の起源と其語源」（『法制史の研究』所収）
⑥ 三浦周行博士が明治三十三年九月発行の『法学協会雜誌』第十八卷第九号に載せられた「法制雜攷（寺院法の研究）」において、高野山文書中の上述庄官語文にみえる惡支の名称について説明を加えられたもの。

⑦ 保田次郎氏「社会制度より觀察したる頼母子講」（『国家学会雜誌』十七—二〇〇・二〇二）（明治三十六年十月・十二月）

⑧ 中田薫博士「頼母子ノ起源」（『国家学会雜誌』十七—二〇二）（『法制史論集』第二卷所収）

⑨ この外に尾佐竹猛氏「無尽と頼母子」（『郷土研究』第三卷）
池田龍藏氏「稿本無尽の實際と学説」等がある。

⑩ 小葉田淳博士「中世に於ける社寺の講に就いて——社寺の經濟組織の研究——」（『歴史と地理』二七—二）

⑪ 細川龟市氏「中世の頼母子に就て」（『社会政策時報』第一八四号）

⑫ 新城常三氏「中世の伊勢講——中世社会に於ける共同社会的結合——」（『社会經濟史学』二二—二）

⑬ 百瀬今朝雄氏「文明十二年徳政禁制に関する一考察」(一) 徳

政令と徳政禁制の項、註(12) (『史学雜誌』二六一—四)

⑭ 拙稿、前掲論文

一

頼母子の初見史料は、建治元年(一二七五)十二月の高野

山領紀伊国猿川・真国・神野三庄における、

号憑支、乞取百姓銭事

との一条をのせる庄官請文であつたが、以後正応四年(一

二九一)九月には神野庄総追捕使代の請文、同年同庄公文、

請文猿川庄公文請文、乾元元年(一三〇二)神野庄公文請文、

正慶元(一三三二)年七月の荒川庄々官請文等の一連の同文

の史料をあげることができる。すなわち、その請文は、

触事随折、不可致百姓煩、或号借用不返、或称客人新、不可責取

祇候料、或擲憑支、乍取百姓銭、自身不懸之事

である。ここに見える紀伊国猿川・真国・神野・荒川等の

各庄は、佐々木銀弥氏の注目すべき労作に従えば、紀伊国

内にある高野山領庄園の中にあつては、一三世紀後半す

で村落内での商業が広汎に展開をしていた地域に属し(佐

々木氏はこれらの庄園を紀川中流域庄園と分類されている)、先進
的村落構造を示していた。商業的展開に後進性を示す高野
山近辺の山中の諸庄園においては頼母子の結成も室町期を
迎えなければならず、頼母子の発生は商業の発展と極めて
密接な関係があつたと思われる。従つて全国的な視野から
みれば紀川中流域庄園といえども畿内地方に較べると後進
性をもつていであろうし、畿内先進地帯には、さらに古
く頼母子がみられるだろうことは想像されるところである。
ここで頼母子発生的一般的前提についてふれておこう。

頼母子が少額の米・銭を定期的にあつめて比較的多額な
量として運用されることが一つの性格である以上、衆中と
呼ばれる頼母子構成員たるためには、頼母子が満になるま
で定期的な米・銭を懸足するだけの蓄積がなければならな
い。いわば余剰米の安定的な蓄積が必要であり、中世商業
が年貢米の売買のみではなく、一方に農民の余剰米の売却
等によつて支えられていることを考えれば、中世的な商業
のあり方として頼母子研究の場合もこのことがまた一般的
前提となるのである。しかし注意すべきことは中世におけ
る商業の発展が、従来ややもすれば貨幣流通の展開と等置

しながら追究される傾向をもつていたが、日本の中世における錢貨は中国からの輸入に依存していたのであつて、他律的な要素をもつてると同時に、村落内において現物經濟が貨幣經濟に全く反比例して減少するものではなく、強固にその形態を殘存していると思われるし、貨幣經濟の發展をもつて無媒介的に商業の展開を論ずることはできない。しかし貨幣流通の展開はそれだけ商業の展開を表示することは疑えないところである。

土地売券を整理した結論からは、土地売買に関して貨幣使用が現物使用(主として米)を凌駕する時期は、山城・大和・摂津・伊勢等においては十三世紀中期、紀伊地方の先進地帯においては十三世紀後期、その後進地帯においては十四世紀、東近江地方においては十四世紀後半から十五世紀前半であることが示されている。^⑤ 曆仁元年(一二三八)正月十一日、陸奥国郡郷の沙汰人百姓等が好んで錢貨を貯え、年貢納入をさまたげる動きのあることをいましめ、以後、白河関以東は錢貨流通を禁止し、同地方へ下向するものが錢貨を所持することを禁止し、貞応弘安式目の追記によると、同地方から上洛するものが錢貨を所持することを歡迎して

いる。^⑥ このことは陸奥地方の有力農民層に貨幣が滲透し定着してゆき、ふたたび中央の流通界に出現することが困難であつたことを物語つている。建長五年(一二五三)十月十一日、鎌倉幕府は幕府追加法によつて、鎌倉内における炭・薪・萱木・藁・糠等の売買価格を錢貨によつて定めていたが、これは鎌倉での売買が錢貨使用を一般化していたことを示す。^⑦ また同じく追加法によつて、弘長二年(一二六二)七月一日、河手(関料)徴収を停止しているが、これは承久以後の新儀であるといつていから、一三世紀の二十年代頃から地頭・庄官等によつて新しい収奪形態として一般化したことを物語り、錢貨を携えた庶民の往反が頻りになつたことを前提とした収奪である。^⑧

正和四年(一二三五)十一月、丹波国大山庄地頭の息中沢直基は、隣庄宮田庄木乃部村住人加治大夫安貞を路次にて召取り、その身代として錢二百貫文と米百石を要求したが、安貞は即座に錢百貫文を渡し、米百石は後刻手交することとを約している。^⑨ これは、彼が農民ではなく商業に携わつていたのであつて特に多額の錢貨を所持していたものであつたとしても、その頃一般農民がかなり多額の錢貨を貯わ

えていたことを暗示するものと言えよう。

仏会を勤仕する僧侶が商人的な活動を示すことは鎌倉中期ころから顕著になつた現象である。延応元年（二二三九）九月十七日、幕府追加法によつて商人借上等と共に地頭代官として山僧を補することを禁じ、叡山の僧侶が商業活動の面で注目されると同時に、他方高野山寺僧の中にも、十四世紀末から備後尾道津を中心に活動した和泉法眼淵信があり、その勢いは一国の守護も及ばず、地頭御家人の如きは問題にならない程であつたといひ、この種の手腕をもつた寺僧の出現が待望され、またその手腕に支えられたのが、鎌倉中期以降の庄園支配の実情であつた。延慶三年（一三二一）三月、法隆寺の惣社明神の造替が行われたが、その費用の出所について勸進以外に憑支があつたことを林屋辰三郎氏が注目された。^⑩「寺中公私之蔵々、或人々ヲ勸テ、極楽憑支ヲ勸集テ、百貫文取テ、用此足云々」との記事は、僧侶の私の蔵がみえることから、私的な錢貨蓄積が頼母子結成の前提であつたことがわかる。

しかも注意すべきことは、商業の発展を基盤にもち、寺僧の経済活動における個人的な商才の重視は、寺僧の私的

な致富を招くものであり、ひいては寺院組織を寺僧の私的な住房塔頭等の集合として、寺院の本来統一体としての形態を分裂させるものであつて、ここに一つの統一策として講結成が求められるのである。鎌倉期に入つて寺社における講が、とくに経済的目的をもつて組織される所以はここにある。^⑪しかし一方で、農民は経営の安全弁を商業的展開に求め、村落生活において基本的方向としては生産過程における共同の場を縮小させ、古い支配関係を維持しようとする有力者の村落生活規制が強化されるのである。これが頼母子の発生するいま一つの前提となるのである。

では、頼母子の初見史料が見出された紀伊国紀川中流域地方の庄園内で、慣行化されていた頼母子は、具体的に如何なる運営方法をとつていたのであろうか。これについては、一四世紀初頭の嘉元四年（一三〇六）頃、高野山寺僧によつて結ばれた頼母子がその一面を暗示している。すなわち、入寺泰助は聖達房を親とする頼母子の衆中であつたが、その質として入れ置いていた水田の公験が焼失した際、その水田が泰助の相伝私領であり、頼母子の質地である事を他の頼母子衆中九名が証明している。^⑫そしてこの中六名

は、前々年の嘉元二年、阿豆川庄において浄智・西仏等が地頭の虚名をもつて横暴をした際、寺僧にしてこれに阿党するものは山上山下から追放すると衆徒一味契状を認めた人数の中に見出され、庄園内部における武士団の動向に高野山衆徒は極めて動揺していたのである。前述の和泉法眼淵信が尾道浦を中心に武士団を形成しつつあつたことを考えれば、高野山膝下の庄園においてもこの契機をはらんでいたであらうし、それを防ぐためには一味同心の契状によらねばならなかつたと云える。また頼母子研究上、極めて注目すべき史料である年次不明(室町時代と推定されている)の法隆寺五十貫頼母子規式においては、頼母子落札者は置錢五貫文贖出の義務をもち、またこの頼母子結成の目的である寺用の法服樂器を修理調進する場合には、講衆及び講奉行人に起請文を呈して披露しなければならず、新規加入者は講衆集会の席上で、この目的と規約を記した規式に加判しなければならなかつた。しかも、法隆寺の惣社明神造替のための頼母子において、その名に「極楽」を冠して、この頼母子存続強制のために極楽往生を掲げたと思われることは、寺院・寺僧を親とした頼母子規制の一面を特徴的

に表わしている。^⑩

村落内での頼母子講はどのようなものであつたらうか。惣的結合の強い近江国得珍保内今堀において、延徳元年(一四八九)地下掟が定められたが、その中に「すゝろ悪支取次不可事」との一条がある。すすろ頼母子なるものが如何なる目的のもとにどの様な方法で運営されていたか不明であるが、惣としての掟である以上、惣内部のもののみを対象としたものであつて、衆中以外(今堀以外)の利用を禁止した極めて排他的なものと云わねばならない。農民相互間で結ばれた頼母子講のあり方を示す典型的な史料は次に掲げる明応七年(一四九八)の講掟書である。

たのもしのおて之事、^{〔幸脱〕}
料足を座しきゑもんで御入なき方へ、百五十文志候へんするしち^{〔負〕}
を御おきあるへく候、さやうになく候ハム、座しき衆中御たちな^{〔座敷〕}
く御さいはんあるへきものなり、又くたんをさしきへもんで御い^{〔三〕}
り無方へ、衆中として料足をまいらせましく候、つきニたのものし^{〔三〕}
の衆中はつれてへ、なにことも合力あるましく候ものなり、仍後
日状如件

明応七年三月十六日

たのもしの衆中のくつろぎなく候てへ、くたんうるへからず候、^{〔死〕}^⑩

百五十文の懸足を怠るものはその額に相当する置質を求められ、それをさらに遵行しないものは衆中の譴責を受けて頼母子の落札利用は勿論許されず、かくして頼母子講から脱落したものは他の一切の扶助合力も与えられないのである。すなわち、逆に言えば、村落民たるものが頼母子講構成員たる資格ではなく、頼母子講構成員たるものが村落民たる資格であつたのである。

以上、頼母子が成立するための一般的前提について縷述したのであるが、それを通してえられた頼母子についての一つの重要な問題点は、頼母子講維持策として絶えず田地を質として要求していることである。しかもただ単に耕作している田地を保有していると云うことではなく、懸足を充足するために足るだけの得分を確保しえる田地を保有することである。つまり、頼母子講には此の条件を具備した階層のみ加入しえる資格を有することになり、その階層の増加は自然頼母子講の発展の基礎を与えるものである。一方、頼母子講からの衆中脱落は、田地の得分権の一部が絶えず講の保有に帰し、頼母子講田、村落を一つの単位とした頼母子の場合は惣共有田の増加をみるのであるが、それ

に反比例して衆中の漸減があるのであるから、村落上層部への得分の集中を意味するものであつた。この動向をもつとも如実に示すのが、丹波国山国庄において、弘治元年（一五五五）、同地の井ノ本左近を親とし十名の衆中を擁して発足した二石頼母子が、九年間に歩んだ歴史である。表の如く親である井ノ本左近を除き、次々と衆中のものが先祖相伝の地を頼母子衆中に売却し脱落していくのであつて、結局、親井ノ本家に田地は集中したのである。^⑧この場合頼母子は親たる井ノ本左近にとつては田地兼併の挺子となり、他の衆中にとつては先祖相伝の地を失なう契機となつた。

この頼母子で注意すべきことは、懸足が米でなされているということである。すでに貨幣経済が村落内に滲透しても現物経済が反比例して減少するのではないと述べたが、その事実として一つにはこの頼母子を予定していたからである。これは村落内において現物がまだ広汎に売買に使用されていた証左である。そしてこの残存の意義については改めて後述する筈である。

室町期にみられた激しい土一揆を支えた村落構造の歴史的意義を評価する場合、反動的保守組織とみるか、革命的

丹波国山国庄二石頼母子講衆中関係 土地売買表

衆中大名	1口—弘治1 2石(1555)	弘治2	弘治3	永禄1	永禄2	永禄3	永禄4	永禄5	永禄6	価格
井ノ本左近	親2口加入									
大家又二郎 〔江〕	1口加入	田20代								2石
鼻森こ与二郎	1口加入									
永 春	1口加入			田20代						2石
しほの太郎 三郎	1口加入				田20代					2石
小磯二郎左 衛門					田20代					3石
たん左衛門 二郎	1口加入				田20代					2石
うめかす二 郎五郎	1口加入					田20代				2石
西ノ左近						田40代				3石
夷の与太郎	1口加入									
塔之前彦二 郎	1口加入						田20代			2石8斗
慶 春	1口加入							田25代		3石2斗

母胎とみるか全く説のわかれるところであるが、革命的母胎とみる一つの代表的見解である石田善人氏の論拠とされたものは、一つに惣共有地の存在がある^⑧。しかしすくなくとも村落内における農民相互の救済扶助組織として再生産機構の一つであるとされてきた頼母子講が、全村の規模で結ばれている場合には、質流れ地は惣有田になるわけであるが、同時に農民層の分化と没落を招くのであるから、少数有力農民への田地得分の集中兼併であるといえる。従つて惣有田の増減のみによつては惣的结合の消長を直ちに反映はしない。室町期における惣有地は基本的に村落生活の再生産の面から考察されるものではなく、有力農民と弱少農民との商品流通の特殊な形態を表現するものではなからうか。室町期における商品流通の領主的性格のものと農民的性格のものとの対立が顕在化してくると、当然土一揆の内容にもそれが反映している。馬借一揆・一向一揆等を主導したのは運送業者や行商人、ある場合には豪商もいた^⑨。また明德四年(一三九三)から翌応永元年にかけて播磨国矢野庄において、地下政所明済の弾劾を直接的契機として大規模な百姓逃散が行われた時、これに同心しないことを寺家に起

請文を捧げて誓う数人の名主がいたが、そのうちには刑部大夫のごとく庄内居住の商人にして年貢銭京送を請負つてゐるものがあり、ここでは商人は一揆の阻止の分裂的作用を果している^⑧。土一揆における商人層のこの動向は、商品流通の複雑さの反映であるし、いわば商品流通の基本的構造追究が土一揆の歴史的評価を考える一助になると思われる。

前述石田氏の見解と基本的に同一と思われる上島有氏の一連の労作は旧名主↓本名主↓加地子名主への分解と再編のシェーマをとられるが^⑨、その一つの問題点は生産力の発展が直ちに家父長的な家内奴隸制の崩壊と小農民の独立自营化、更にそれが加地子名主と小作的隸農との分解を生むのであろうかということである。鎌倉中末期から村落内で広汎化する頼母子発生が意味したものは、有力農民による地主経営の拡大の方向と、はじめから弱小農民を商品流通から疎外しない方向との二面性をもつことであつた。いわば旧名の解体は、直ちに封建的小農民のみ生む方向をとらず、自治的な惣が有力農民の主導にまかされる性格をそなえていたことをみれば、加地子名主・当名主を生む方向をも併列的にみるべきではなからうか。

① 三浦博士、前掲「頼母子の起源と其語源」

② 新城氏、前掲論文、二章

③ 「高野山文書、又続宝簡集八四」、正慶元年七月十二日荒河庄々官等請文（所収番号一五四六号文書）

④ 佐々木銀弥氏「中世商業の発達と在地構造——高野山領紀伊国語庄園を中心として——」（『史学雑誌』六一—三）

⑤ 玉泉大梁氏「室町時代に於ける貨幣の流通状態」（『史淵』一一一）

豊田武博士「中世日本商業史の研究」（一〇五—六頁）

佐々木銀弥氏、前掲論文

熊田亨氏「自由市場の成立について——中世末期東近江の農村構造——」（『史学雑誌』五九—一）

⑥ 『図説日本文化史大系』（第六卷鎌倉時代）（一一八頁参照）

⑦ 佐藤進一・池内義資阿氏編『中世法制史料集』第一卷、鎌倉幕府法、第二部追加法、二九六号

⑧ 『同右史料』、第二部、四一七号

⑨ 拙稿「日蓮立宗に關する二三の問題——商品流通をめぐつて——」（『仏教史学』八一—三、予定）で主として鎌倉周辺の事実について簡単にふれておいた。

⑩ 田中稔氏「丹波国宮田庄の研究」（『史林』三九—四）

⑪ 前掲『中世法制史料集』第二部、一一〇号

⑫ 河合正治氏「西国に於ける領主制の進展——備後国大田庄を中心として——」（『ヒストリア』一一）

⑬ 林屋辰三郎氏「南北朝時代の法隆寺と東西兩郷」（『中世文化』

の基調」所収）

⑭ 小葉田教授、前掲論文

⑮ 「高野山文書、又統宝簡集六八」、嘉元四年十一月二十六日、

入寺奉助紛失状（所収番号七七〇号文書）

⑯ 「同右文書、統宝簡集七〇」、嘉元二年七月、金剛峯寺衆徒

一味契状（所収番号八二〇号文書）

⑰ 中田博士・林屋氏、前掲論文

⑱ 新城氏、前掲論文

⑲ 「若一王子神社文書」頼母子講提書（『旧高野領内文書』所収）（所収番号二四一号）

⑳ 「井本家文書」（野田只夫氏編『丹波国山国庄史料』所収）

（所収番号、二八一・二八三・二八七・二八九・二九〇・二九二・二九三・二九四・二九六・二九八号文書）講親は初回に落札するのが慣例であるから、井ノ本左近は弘治元年に落札した

ものと思われる。小磯二郎左衛門及び西ノ左近は、二石頼母子結成時にその式目に名を連ねておらず、以後加入したものか、

衆外でありながら頼母子を落札し利用したものが明らかでない。

㉑ 石田善人氏「惣について」（『史林』三八一六）

㉒ 石田善人氏「畿内の一向一揆について——その構造論を中心として——」（『日本史研究』二三）

㉓ 宮川満氏「播磨国矢野庄」（柴田実氏著『庄園村落の構造』所収）（一六四—一七六頁）

㉔ 上島有氏「畿内荘園の一存在形態——山城国上久世庄の場合——」（『日本歴史』一一一）・「庄園制解体期の山城国上久世

庄」（『史林』四一一二）・山城国上久世庄における百姓名の解
体」（『史学雑誌』六七—一一）・「南北朝期における畿内の名
主」（日本史研究会史料研究部会編『中世社会の基本構造』所収）

二

前章では頼母子の初見史料をあげて、頼母子慣行の面からその歴史的前提と一般的な内容について考察をしたのであるが、ここでは頼母子の他の一性格について追究を試みる。頼母子は村落内で農民相互間に慣行されていたことを暗示するものであつたと同時に、庄官層の銭貨収奪の一形態であつたことをも示すものである。すなわち庄園領主高野山は頼母子の結成そのものを禁止したのではなく、頼母子と称しながら庄官が懸足を出さずに収奪すること、いわば庄官たる権威、在地土豪たる地位を利した私的な賦課非法を禁止しているのである。このことは庄官層が農民所持の銭貨を吸収するの種々な口実を設けていたことの事実を示すものであるし、また庄官が自から懸足を醸出し頼母子営用の規式に従うかぎり、庄官層が親として講を主導し、頼母子金を庄官個人の利潤追究のために利用することがあつても、庄園領主側としては何等干渉すべき性質のもので

はなかつたことを物語っている。したがつて農民相互間の慣行を示す頼母子とそれを私的収奪の挺子としようとする庄官との対抗關係を示すこの僅かな史料は、十三世紀後半以降の紀川中流域地方における在地領主制形成の一つの方向と、ひいては、十三世紀中期以降顯著となつてくる地頭等に代表される錢貨の収奪の一つの特徴とした領主制形成の一般的な動向に暗示を与えるものである。

正和四年(一二九一)紀川中流域庄園に属する荒川・名手・吉仲(法成寺領)の三庄では、庄官・土豪等が結托していわゆる大悪党事件を起しているが、その非法が、路次における商品の強奪と、市場における押買であつたことは、注目すべきである。田中稔氏の研究をひいて前述した丹波国大山庄地頭中沢氏の横暴にも、或はまた、文永五年(一二六八)駿河国賀嶋庄実相寺衆徒によつて訴えられた院主代の非法の中にも、百姓から錢貨を徴して同寺供僧田の耕作者たらしめることや、寺前の池を埋め立てて猫額の地を水田化して利潤を専らにする等^③のことがあり、これは上掲の諸例と軌を一にするものであろう。既述したように、十三世紀初頭から地頭が山僧・借上等を地頭代に補し、あるいは交通

の要衝に關を設け関料を徴収することが続発し、鎌倉幕府はしばしば追加法を発してこれを禁止している。このことは、十三世紀以降における地頭領主制形成のより重要な一般的課題が、在地で広汎に展開する商品流通によつて農民相互間に吸着されてゆく貨幣を如何に吸収して領主的流通の中に還流させていくかという点にあつたことを物語り、と同時に、彼等地頭は、幕府の威令を無視してまでもこの課題を敢行していつたことを示している。しかもこの前提となるものは地頭に代表される在地領主層の存在形態として、村落内において一般農民經營を庄倒する直營地經營をもち商品の市場投下において農民に優位を占める段階から農民の預作經營の一般化が考えられねばならない。寺家佃や地頭佃の名への割付け等はその重要な論拠とならう。しかもこれを決定づける一つの条件は、地域的な乃至は国家的な分業形態の優位から、村落内の分業が広汎に展開することによつて与えられることは予想しておかねばならない。もちろん直營地經營も存続し、中央都市における分業組織が地方のそれを優越することも特殊な奢侈品等の部面においては存続するが、それが在地領主制を形成する移行過程

において、すくなくとも鎌倉中期以降は基本的条件にならないのである。そこで私はその決定的時期を十三世紀後半から発生する悪党とその敗退の中にもみるのである。紀伊国猿川庄等でみられた頼母子初見史料は如上の論述によつて一応歴史的な位置づけが与えられ、庄官等の錢貨獲得は急務であり、しかも庄園領主の支配が強く請文等で規制されているとすれば、暴卒に訴えて悪党化する以外に方策はなかつたと云わなければならぬ。

頼母子について本章で述べようとする領主による収奪組織たる性格に關しての主題は一応述べた。しかしここで室町時代に入つて如何に展開するかについて二三重要な指摘をしておきたい。

大乗院門跡尋尊の日記である「大乗院寺社雜事記」に次の如き記載がある。

伝聞、越智計会以外也、山城國人給分四百五十貫之内、旧冬二百貫於所々、宗觀借用渡之、二百余へ未下也、給分不及半分之間、腹立云々、奈良中惡支事、自越智、申之、古市不可叶旨、申了云々、越智郷寺庵・道場・仏物・僧物悉之押之、坊之倉共鑑〔行カ〕悉以召取之、迷惑之之由歎申之、返事、兵糧物ニ事關之間、無力

転之、〔極〕漚分勘忍可然、不叶者可出修行由、申付之云々、此辺衆帥公以下給分一向不能下行云々^①

文明十四・五年当時の大和国内における土豪層の動向は、応仁大乱の余波を受けて土豪層の連合と対立に明け暮れていたが、畠山義就の山城・大和での優勢さは決定的となり、畠山義就配下の大和土豪層の優位さにも直ちに反映したが、その中には越智・古市等を数えることができる^②。その越智と古市の動向を伝えるのがこの史料である。越智は配下たる山城國人への給分に事關き、所々からの借用によつてこれに当てたが半分に足らず、爾余の二百貫文余を捻出する策として奈良中に頼母子を興せうとした。しかし奈良における頼母子親は古市氏の権限に属して古市の反対にあつて挫折し、自己の本拠越智郷内の群小な寺社を対象にした破壊的な強奪の挙に出たのであり、大和における有力な土豪越智氏にしてなお当座の家臣団への給付に用意はなかつたのである。尋尊が日記に此の記事を記したのは、越智氏の破壊的行為の事実とその原因を伝聞し、その対策を求められたからに他ならず、膝下の奈良で頼母子が如何に成立しようとも、庄園領主側としては何等関知するものではなかつた。

つたのである。越智が頼母子に目をつけ、古市がそれを拒絶したことは、頼母子が土豪層の一つの重要な財源、しかも庄園領主支配の間隙に残された収奪の一つの形態であつたからである。古市はかつて奈良に千貫頼母子を結んで、かなり強制的に奈良住民に懸足させたことがあつた。^⑤興福寺六方衆の反対はあつたが、次々と毎年落札されているところをみれば、この千貫頼母子は成立したものとと思われる。

越智氏が二百貫文余に及ぶ給分未支払部分を補わんとして企図した頼母子の規模は、二百貫文余がその全額ではない筈である。すなわち古市千貫頼母子は経蔵修理用途費捻出を目的としていたが、その千貫頼母子が安養寺・万才氏・知足坊・東大寺成亥方等に落札されているところから、その利分が経蔵修理用途、及び古市氏・落札者間で分配されたものであつたと推定しなければならず、越智氏が奈良に興行しようとした頼母子も古市千貫頼母子と同様かなり大規模な額に達するものであつたと考えられる。いづれにしても大和の土豪である古市・越智両氏等は他の土豪層・寺社等の領主層、さらには商業高利貸資本と分ち難く結合していたことを推測させ、奈良地方一元を包含する頼母子

は古市等の、庄園領主の支配権の間隙をぬつた、巧みにして合法的な一収奪組織であつたし、また商業高利貸資本の成立する基盤を構成する一つの組織であつたと考えられる。

しかも、注意すべきことは、越智氏が自己の本拠である越智郷に頼母子を興さず、奈良地域に求めたことは、大規模な頼母子にあつては大和地方における商業的展開の中核を占める商業都市としての奈良を前提してはじめて可能であつたことを物語るのである。自郷においては腹立ちという暴発の原因もあつたであろうが、寺社の什物・貯蔵米等を略奪したことは、越智郷における市場圏が奈良に吸収されて狭隘であつたことを物語ると同時に、庄園領主の膝下では、^⑥越智氏等が武士団として独立することが困難であつて、このことが、益々商業高利貸資本と彼等との結合を積極的ならしめた理由であろう。在地領主層の家臣団の中に披官商人が増加するのはその一現象であるといえよう。^⑦

ひるがえつて鎌倉以降の市場商人の保護統制をみると、庄園領主が自己の庄園内に市を開設・保護するのに積極的であつた事例は枚挙に遑なく、^⑧また鎌倉幕府も鎌倉の町場、諸国の地頭も村落内での市場の保護統制に意を注ぎ、^⑨安芸

国三入庄地頭熊谷氏の如く、嫡庶相論に際してわずかな市場在家が問題にされていること等があつて、室町期に特徴的な現象ではないけれども、奈良の経済力支配をめぐつての古市・越智氏の対抗は、大名領国を形成する場合、焦眉の急と念頭に焼きつけられたことは想像に難くない。天正十三年(一五八五)豊臣秀吉の舍弟秀長が大和に封ぜられて、筒井氏の居城を破つて郡山城を築城するに当つて、奈良中の商業・金融業を禁止し郡山に吸収し、城下町建設に急であつたことは、幕藩体制につながる領国経済の確立のためには、奈良の商業都市を吸収せねばならなかつたことを意味する。近世に入ると藩主を親とする頼母子講の結成が各地に見られるが、応仁の乱後奈良で検出される土豪古市を親とする千貫頼母子はその原型であると云わねばならない。

三浦周行博士は享徳三年(一四五四)九月二十九日、室町幕府が発した「徳政禁制条々」で、徳政から除外されたものの中に合力請取があることにふれて、合力とは頼母子であつて、その籤に當つて懸銭をすでに取得したものが合力請取であるとされた。百瀬今朝雄氏が錯簡を是正して復原された「賦引付」中の永祿四年(一五六一)八月十五日付の「石

清水八幡宮安居勤役神人申状」によれば、淀郷内住人六人が衆中として少銭を執り集め、百貫の額にして利をえようとしているが、ここに云われている「合銭」は頼母子講の形態と同一であり、三浦博士の前説及び百瀬氏の「合銭とは少銭を集めた金が高利貸業者に投資されて利殖を生むものを云う」という性格から考えて、合銭は頼母子の別称である合力銭・合力助成銭の略称に外ならぬと思われる。従つて合銭も頼母子研究の素材となりうるのである。

上述享徳三年九月二十九日の徳政禁制においては、合銭は徳政の対象から除外されていたにかかわらず、それより一ヶ月後の十月二十九日及び長祿元年(一四五七)十二月五日の徳政令においては、徳政の適用をうけ借銭の十分の一を納入した場合に限り破棄を令している。徳政一般がいわゆる徳政一揆によつて誘発される事が多かつたように、高利貸商人にとつては債権の一方的破棄でありその被害は甚大であつたが、この合銭破棄は高利貸商人の債務破棄を意味するのであつて、いわば高利貸商人保護の意味をもつのである。したがつて高利貸商人が頼母子講の親となつてこれを落札し、また各地において結ばれている合銭を預かつ

て利潤追究の分与にあずかることは、全く他律的な徳政を予想しその危険を廻避する意味で、積極的に利用したものとと思われる。かく考えれば利潤を目的とする合銭頼母子が結成され、その要求に応じて高利貸商人が預かつているのであるから、合銭・頼母子の広汎な存在はかえつて高利貸商人をして徳政を要求する契機をものはらんでいたと云うことができよう。

いずれにしても合銭・頼母子が徳政の適用をうけることは、頼母子が利潤を目的として結成されていたことによる。天文十五年（一五四六）十月三十日に発した徳政令の中に、

一、頼母子併あつかり状事於有利平沙汰一
可相破之

とあり、その事実を物語つてゐる。幕府のこの態度は各地における頼母子落札者の頼母子破棄の動きを招いたものと思われる。天文一九年四月には興福寺学侶円識房得業と賢良が取過頼母子棄破を企て、学侶の評議を経て罪科に行われさらに住屋が檢封か破却を受けたらしい。この場合頼母子棄破は衆中であると思われる学侶等の反対にあつて実現せず、幕府の徳政令も適用をうけなかつたのであるが、しかし決して幕府の威令が貫徹されなかつたというのではな

く、頼母子が徳政の除外例とされるにはこの頼母子が利潤追究を目的としていることから考えて、何か他に原因が考えられなければならない。

前述石清水八幡宮神人で淀郷に居住する六人によつて結ばれていた合銭は、神物たるの理由で徳政から除外されているし、また文明五年（一四七三）、松本大興寺雜掌が土倉と思われる洞々倉七里に預けおいた合銭百貫文も、また徳政令から除外されていることをみれば、^⑤ 禅寺の経営する二文字という低利の祠堂銭や、神明講・熊野講要脚がまたそうであつた如く、^⑥ 神用仏用を名目にすることによつて、その頼母子が徳政の適用から除外される重要な手段であつたと思われる。法隆寺五十貫頼母子の規式において、

一、縦雖有天下一同徳政、此頼支懸銭不可有改動之儀事
との一条を設けていることはその代表的例であり、^⑦ 前述越智氏が奈良に興行しようとした急場しのぎの頼母子はさておき、かなり恒久的な性格をもち他に融資していた古市千貫頼母子の場合、正願院の経藏修理用途にあてると公言することは、万一の場合の徳政の除外を意図した、きわめて政治的なものであつたと解することも出来よう。

ここでは収奪組織の一形態としての頼母子を——ごく概括的に言えば、農民の間に滲透して次第に現物経済を排除してゆく錢貨を、再び領主的流通の中に還元させるための意義をもつ面について考察した。度重なる徳政は貨幣の領主的流通を阻止するものであり、領主層の決定的な貨幣不足は一方で積極的な対外交易による錢貨流入策となり、錢貨による収奪が広汎な部面で一般化するのである。中世において為替は十貫文が一つの単位として「一」と呼ばれている。このことは錢貨が流通する一般の形態としては十貫文程度が一つの基準単位であつたことを意味し、このことは錢貨が領主的な流通機構の場に入る時は比較的多量の集積を要することを意味するのであつて、国内で錢貨が鑄造されないという制限された貨幣の流通機構の性格を考えれば、頼母子は構造的に錢貨の領主経済への放出を意味するものであつたと云えよう。かくして農村内部においては相変らず一方で根強い現物経済を温存していつたのである。

① 佐々木氏、前掲論文

② 田中氏、前掲論文

③ 「北山本門寺文書」文永五年八月、実相寺衆徒愁状(『静岡県史料』第二輯所収)。高木豊氏「熱原法難に就いて——初期日蓮

宗教団史の一餉」(『史学雑誌』六一—一〇)参照。

④ 水上一久氏「荘園に於ける佃に就いて」(『歴史学研究』七一—五)。渡辺澄夫氏は『畿内荘園の基礎構造』において佃の名への配分を均等名成立の重要な論拠とされた。私も地頭佃の名への預作を論じたことがある。「備中国新見庄の商業——鎌倉時代中・末期の地頭分を中心として——」(『日本史研究』二九)

⑤ 越中国野市金屋の燈炉鑄物師等は鎌倉時代、藏人所の牒によつて、諸国諸庄園の守護・地頭・預所・沙汰人等が市場・津渡において課する山河率分・津料等が免除されている。同地の鑄物師は古くは鉄の産地礪波郡・射水郡をひかえた鍛冶集団として同地方の農耕用具等の生産面で君臨していたことを考えねばならず、その一部の優れた技術が鎌倉初頭においては燈炉鑄造という特殊技術をもつ集団として転身し、全国的に麗名を馳せたものと思われる。しかも藏人所の牒によつて集団の保護が与えられていることから、国家的な分業の一環を保つていたと考えてよからう。(『東寺百合文書』建暦三年十一月、藏人所牒案。貞応元年五月、藏人所牒案。永和二年五月十四日、玉堂殿義将書状。永和二年七月十一日、左衛門尉宗直書状等、いずれも同文書、あ—三十二—四十所収)。この史料は畏友大山喬平氏の御教示をえた。ここに記して深く感謝する。

⑥ 石母田正氏は建長四年の安芸国の領主小早川家の所領の檢注目録に、手工業者が領主から給田・給名の形で土地を給与されていることをあげて、このことは彼等が自己の所有する労働用具で、自己の計算において労働しうる独立性を獲得した結果だ

とされ、ここに勞働と所有の一致した手工業者の中世的形態の特徴を論ぜられた。そしてその一般的展開の時期を平安末から鎌倉初期に求めておられる。(同氏『古代末期政治史序説(下)』補論「二三の理論的問題について」)

⑦ 「大乘院寺社雜事記」文明十五年正月廿二日条

⑧ 熱田公氏「筒井順永とその時代」(日本史研究会史料研究部会編『中世社会の基本構造』所収)

⑨ 拙稿「室町期における特権商人の動向——楠葉新衛門元次をめぐって」(前掲)

⑩ 「大乘院寺社雜事記」明応四年二月十八日条には、「下田ノ鑄物師ノ披官共任雅意鑄完之云々、以外次第旨申之、隨而下田方へ仮治炭ヲ不可入、可相支旨長谷寺以下方々ニ成奉書了」と新儀鑄物師に対し、鍛冶炭の入手路を遮断しようとしているのは、その一例である。

⑪ 「大乘院寺社雜事記」延徳四年六月三十日条奈良中掟法の一条に次の如きものがある。

諸商人就売買諸座公事有之、社家・兩院家・諸坊以先規、令成敗之処、衆徒・國民等令扶持商人、動及違亂難渋云々、自今以後、不可口入沙汰事、名主可自專事

⑫ 永島福太郎氏「中世奈良の市場——沿革篇——」(『日本歴史』一〇一)は奈良の北・南・高天三市の沿革について詳しい。

⑬ 今井林太郎氏「安芸國沼田庄における市場禁制」(『歴史教育』一一一九)同氏「沼田庄の市場補考」(『歴史学研究』七一三)

⑭ 「熊谷家文書」文永元年五月二十七日、関東下知状には、助

直と祐直との係争地に山口原町屋在家三字のことがみえる。

(『大日本古文書』、家わけ文書、所収番号一九号)

⑮ 「多聞院日記」天正十三年十月十五日条

たとえば異友朝尾直弘氏の御教示によれば水口藩において行われていたという。

⑯ 三浦周行博士「足利時代の徳政」(『統法制史の研究』所収)

⑰ 百瀬今朝雄氏「文明一二年徳政禁制に關する一考察」(一)徳政令と徳政禁制の章に關する註(二)

(『史学雜誌』六六一—四)

⑱ 佐藤進一・池内義資兩氏編『中世法制史料集』第二卷・室町幕府法(第二部、追加法二二九・二五七兩号)。百瀬氏の前掲論文に詳しい説明がある。

⑲ 「同右書」(第二部、追加法、四九八号)

⑳ 「多聞院日記」天文十九年四月二十二日条。なお、この一節に、「頼支興行之時ハ不簡縁無縁、不云親疎、種々ニ勸之、利

潤為本、成満之時刻、為逆難儀惡逆造意、且神慮異外閑寒儀不可然、別而馬借之基也」との記載がある。

㉑ 百瀬氏、前掲論文参照

㉒ 小葉田淳博士「中世に於ける祠堂錢に就いて」(『歴史と地理』二九一一)

㉓ 新城氏、前掲論文

㉔ 中田氏、前掲論文に所収してある。

㉕ 備中國新見庄から応仁元年十二月京進した為替十貫文のことを、翌二年二月の書状では割符一つといっているのは、その例証である。「東寺百合文書」応仁元年十二月三日、割符案及び、

応仁二年二月十二日、新見庄三職注進状等(瀬戸内海総合研究会編『備中国新見庄史料』三一九・三二四号文書)

むすび

私は新城常三氏が論述され、また従来の頼母子研究の成果がえた、すぐれて相互扶助的な頼母子組織としての伊勢講・天神講・琴平講・無情講などの存在を決して疑うものではない。たとえば高野山領紀伊国鞆淵庄において応永三十一年(一四二四)、同庄の農民は下司鞆淵次郎範景の非法をあげて下司職から追却し、その息千楠丸を百姓容認の名においてその跡に任じたのであるが、^①同庄の鎮守である鞆淵八幡宮が安貞二年(一二二八)に勧請されているに拘わらず、^②この百姓に迎えられた千楠丸によつて勧請されたものと後世附会されていることをみれば、^③応永三年の農民の団結による下司追却事件をもつて、鞆淵の農民生活の出発点であるとしていたと云うことができ、その頃同庄で結ばれていた頼母子を下司範景の利用にゆだねなかつたことは、^④その頼母子が農民相互の自治的相互扶助組織であつたことを推定させるのである。

従つて、中世の頼母子関係史料を經濟構造と關聯づけながら考察した結果えられたものは、在地領主層や商業高利貸商人の財源追究の一手段を提供し本質的には収奪組織であつた頼母子の存在が、問題として事實検出されるのであり、更には、これと、相互扶助的な頼母子との相互關連の追究が、中世における頼母子研究の中心的課題であることが明らかであろう。鎌倉時代以降、寺社の勢力擴張が講という組織をとり、また頼母子講とよばれる金融組織がそれに附随して発生してくることなどは、当時における商品流通の性格についての追究から考えなおすことができる。そして、このことは、頼母子の本質が、相互扶助的なものと、營利的なものとの二つの面をもつことを描き出しているのである。

そこで頼母子の成立は、在地領主層が村落内において、他の一般的な農民の經營規模に対して量的に優越する直營地經營を行ない、村落内での商品流通において優位を占める段階、さらに云えば在地領主層のこの優位は一方ではあくまでも量的相異にあつて商品の市場投下において他の有力農民と質的に異なつた經濟構造をもつものではなかつた。

また一方では生産用具における優位があつて、ここでは村落内の分業を排除して地域的な分業を主導し、国家的な分業形態の一翼につらなうとする性格を持つていたといえよう。この様な段階では頼母子が発生する必然性はなかつたと云える。しかし平安時代末から畿内地方を中心に村落内での分業形態が進展すると、領主層は直営経営地を農民の預作にゆだねる経営が一般化し、ここに名主層さらには小百姓と呼ばれる農民を基盤とした村落内での広汎な商品流通が展開する。そして在地領主層は一方自から所当米等を市場で売却し、商品流通の有力な担い手である傍ら、関銭・市座銭等の徴収や山僧・借上等に代表されるような商業高利貸商人と結托して、商品流通の外部にあつて収奪する性格を附加し、これが鎌倉中期以降の在地領主層における基本的な方向であつたといえよう。頼母子の成立はこの様な時点において求められるものである。頼母子は農民・寺僧相互間の相互救済的な性格と、在地領主層・庄園領主層のみならず有力名主層をふくめた収奪組織たる性格との

二面性をはじめから区別されて、しかも鎌倉中期以降の歴史的發展段階に應じて継期的に発生し変遷するものではなく、両者の全く矛盾する頼母子が互いに密接な関係をもちながら全体的な展開をとげ両極に分解してゆくところに問題がある。頼母子は結局幕藩体制を生みだす間接的な因子となり、商業高利貸商人を温存する一つの契機となつたのであるが、それは村落内部での社会的分業集団が農業経営から未分離であつたという商品流通の限界が暗示するよう、頼母子の規制として絶えず田地を担保として要求したという土地付の保証による安全性を用意する構造をもつ限り、貨幣流通を領主的流通に絶えず還流させねばならぬという領主側の要求とあいまつて、領主経済の担い手たる構造を脱することは出来なかつたのである。

① 熱田公氏「中世末期の高野山領朝淵庄について」(『日本史研究』二八)

② 『日本社寺大観—神社篇』朝淵八幡宮の項(四三二頁)

③ 「紀伊國名所図会」中巻、三編三卷伊都郡、友淵八幡宮の項

④ 「高野山文書、又統宝簡集一四」(応永三十一年)十一月二十四日、朝淵庄百姓等言上書案(所収番号六八号文書)

On *Tanomoshi* (頼母子) in the Middle Ages

by

Keiichi Miura

Since the thirteenth century in Japan there was operating an organization—*Tanomoshi* (頼母子)—in which, a comparatively large quantity of rice and money aggregated by many people with little sum each was to be worked; and it has been thought of mutual aid, having nothing to do with its membership, common people or lords.

According to our closest investigation of resources on *Tanomoshi* (頼母子) in Middle Ages' Japan, it is found in many cases that lords and usury-merchants usurped rice and money of the common people. This means that lords in the Middle Ages were not founded upon the demesne-management by serfs, and therefore they did not completely grasp circulation of commodities in villages.

Then, as lords had to make the usurpation in the commodity-circulation among common people their important financial foundation, they could not set *Tanomoshi* (頼母子) of mutual aid left, which meant to promote free growth of peasants. *Tanomoshi* (頼母子) in this sense certainly existed of mutual aid, but in our study of this. *Tanomoshi* (頼母子) in the Middle Ages, it is a problem for us to trace the two above-mentioned *Tanomoshi* (頼母子) of quite different and opposite sides operating and remaining.

In conclusion, *Tanomoshi* (頼母子) in the Middle Ages may be said to accomplish the formation of the modern Shigunato system and the reservation of usury-merchants, playing a conservative part in history.

The Nature of Magna Carta and the Then Rank Construction

by

Mitsusuke Kaneko

Motives in authorization of Magna Carta were relations of King John with France, pope, and barons. Its nature was to recognize the liberty since Henry the First (1100-18), to be the agreement between king